

令和 5 年 9 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 9 月 2 9 日

長野県安曇野市農業委員会

令和5年9月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和5年9月29日
○会議の日時 令和5年9月29日 午後 1時30分
○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（20名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
6番	井口勝也君	7番	三枝守和君
8番	上條弘勝君	9番	平川邦夫君
10番	長崎要君	12番	海川信義君
14番	中村洋子君	16番	川上辰昇君
17番	請地康仁君	18番	笠原哲雄君
19番	降幡修二君	20番	浅川増行君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

○欠席委員（4名）

5番	田口博之君	11番	山田太一君
13番	藤原光弘君	15番	丸山隆也君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	岡田央樹君	事務局員	二村絢美君
事務局員	沖和義君		

○議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請審議
 - (4) 議案第4号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議

- 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉会
-

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） ただいまから令和5年9月 安曇野市農業委員会定例総会を開催します。よろしく申し上げます。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。

今日はお忙しいところ、大変ご苦勞さまでございます。

9月の下旬になりまして、ようやく秋らしい陽気になりました。それでも暑い日はまだまだ続きますけれども、大分過ごしやすくなりました。これから夏の疲れも出てきますし、今インフルエンザもはやっているところですね。コロナが大分落ち着いたと思ったら、今度はインフルエンザだそうです。どうか皆さん、体調管理に気をつけていただきたいと思っております。

さて、今年の夏は非常に暑かったですね。連日猛暑で、その影響が米にも出ているようでございます。私も先日、米すったんですけども、米の実が細い。だから、当然収量も少ない訳でございますけれども、今、問題になっているのは品質、これ白未熟米や胴割れ米が発生しているんですね。一等米比率が非常に下がっているようでございます。安曇野市につきましては、例年一等米比率90%です。ところが、今年はとてもじゃないけれども、そんなにいいかないと。全国的に見ても、悪いところは40%だそうですよ。そうすると、皆さんご存じのように、一等米から等級が下がった米の値段はうんと安くなるわけですね。非常に農家の皆さん方も収入が減って、非常に懸念させるところでございます。

さて、先日、農水省から米の相対取引価格が公表されました。これも今、米の作付け転換あるいは需要米の回復によって、大分市場が安定してきているわけですね。それで、ようやく3年ぶりに相対価格が上がっているようでございます。全国的には約8%、60キロ台1万4,000円ぐらい、長野県産につきましては9%、約1万5,000円ぐらい、これが上昇の傾向でございます。ただ、ご存じのように農業資材の高騰によりまして、農業経営者の方の懐が大分寒い、そういう状況でございます。どうか農業施策を、作り手も増やしてもらって、農業経営の継続をお願いしたいというふうに思っております。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。

続いて農業委員会憲章の唱和を行います。議案集表紙裏をご覧ください。

6番、井口勝也委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。

それでは、井口委員、お願いいたします。

(唱 和)

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に、前回と同様に6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が20名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、5番、田口博之委員、11番、山田太一委員、13番、藤原光弘委員、15番、丸山隆也委員から欠席届が出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

10番、長崎要委員、12番、海川信義委員の2人名をお願いいたします。

なお、本日の出席委員は20名ですので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により11名の賛成をもって許可といたします。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 説明に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。

まず、3ページ、申請番号44番であります。こちら、申請事由欄、受人と渡人の理由が逆に書かれておりますので、修正をお願いします。

続きまして、6ページから10ページの左上のところ、議案第4号と入っておりますが、

議案第3号になりますので、この部分、修正をお願いいたします。修正は以上です。

それでは、説明に入ります。

議案集の案件につきましては、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、穂高、明科地域は9月27日、三郷地域は9月28日、堀金地域は9月26日に地域委員会を開催し協議しております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

議案集の1ページをお願いいたします。申請番号38番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が317㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が264㎡です。

申請番号38番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号15番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請事由等の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号38番について事務局から説明いたします。

申請地は■から東へ約300mに位置します。

申請事由ですが、渡人は県外に居住しており耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、申請地を家庭菜園として管理したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、申請番号38番について、皆さんのほうから意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、39番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号39番です。

申請地は■計2筆、現況地目は田、面積が計2,442㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が2,442㎡です。

申請番号39番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号5番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（岡田央樹君） 申請番号39番について事務局からご説明させていただきます。

まず、申請地であります、■の■の交差点から西へ約300mの場所に位置します。

申請事由であります、渡人は申請地を相続で取得したが、高齢であり市外に住んでいるため、今後の維持管理ができないことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地を取得して農業を行いたい。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、40番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号40番です。

申請地は■計3筆、現況地目は田、面積が計2,903㎡です。受人の面積は2,979㎡、渡人の経営面積が計2,903㎡です。

申請番号40番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号5番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありました、続いて申請事由等の説明をお願いいたします。

○事務局（岡田央樹君） 事務局から申請番号40番についてご説明させていただきます。

申請地は■、■を■に向かいまして、■先にある交差点ですが、そちらを左手、山側に入ったところに■という会社がありますが、その■から約100m北に位置します。

申請事由でございますが、渡人は高齢になり体調が優れないため、申請地を譲渡し、経営面積を減らしたい。また、もう1名の渡人は、県外に住んでおり申請地の維持管理ができないため譲渡したい。それから、受人の理由でございますが、受人は渡人より相談を受け、申請地ならば所有農地にも近いいため譲り受けることとした。

以上でございます。ご審議のほどお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、41番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 2ページをお願いします。申請番号41番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が6,247㎡です。受人の経営面積は3,784㎡、渡人の経営面積は共有名義のため表示しておりません。

申請番号41番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号19番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号41番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○19番(降幡修二君) 申請番号41番につきまして、委員番号19番、降幡がご説明いたします。

該当地は、■と■のほぼ境にあります■から西へ約500mの位置にあります。

申請事由ですが、渡人は申請地を兄妹の共有名義で相続したが、単独名義とするため、妹が所有する農地と交換し所有権を移転したい。受人は、申請地を兄妹の共有名義で相続したが、単独名義とするため所有する農地と交換し所有権を移転したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、42番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号42番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が784㎡です。受人の経営面積は7,043.5㎡、渡人の経営面積が3,784㎡です。

申請番号42番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号3番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号42番の担当地区

委員の説明をお願いいたします。

○3番(甕 信君) 委員番号3番、甕です。

申請番号42番についてご説明申し上げます。

申請地は、■の西、100mのところの位置しております。

申請事由でございますけれども、渡人は申請地と、自身が共有する農地と交換し、所有権を移転したい。受人は、申請地と、自身が共有する農地と交換し、所有権を移転したい。ご審議よろしくをお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、43番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号43番です。

申請地は■計5筆、現況地目は畑、面積が計2,596㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,468㎡です。

申請番号43番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号43番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○事務局(二村絢美君) 申請番号43番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から北へ約150mに位置します。

申請事由ですが、渡人は受人から申請地を譲ってほしい旨の申出があり譲渡することとした。受人は、安定した夏秋イチゴ栽培を行うため農地を取得したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、44番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 3ページをお願いします。申請番号44番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が696㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が696㎡です。

申請番号44番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号44番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番(池上洋助君) 委員番号1番、池上です。

申請番号44番について説明いたします。

まず申請地ではありますが、■、■から■へ向かって200mほど進んだ右側に位置いたします。

申請事由ですが、渡人は、相続人がいない申請地の維持管理に苦慮しているため、申請地を譲渡したい。また、受人は、自宅近くの申請地を自分で家庭菜園として利用したい。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 4ページをお願いします。申請番号25番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が計370㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可基準に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号15番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて転用事由等の説明をお願

いたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号25番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から西へ約250mに位置します。

転用事由ですが、申請者は実家に近い申請地に住宅を建築したい。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、26番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号26番です。

申請地は■計2筆、現況地目は田、面積が計157㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号21番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号26番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 委員番号21番、渡辺です。

申請番号26番につきましてご説明いたします。

申請場所ですが、■の■にあります■の南西約200mの位置になります。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべき農地転用追認申請を行いたい。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、27番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号27番です。

申請地は■、現況地目は宅地（田）、面積が計33㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて転用事由等の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号27番について事務局から説明いたします。

申請地は■にある■の道路を挟んですぐ東側に位置します。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、28番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号28番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が71㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号20番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号28番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号28番についてご説明申し上げます。

該当地は、■の■、少し行きますと■という■があるわけですが、その東側、道を挟んで東でございます。

転用事由でございますが、申請人は相続で申請地を取得したが、土地調査をしたところ農地であることが判明したため、農地転用追認申請を行い、引き続き住宅敷地として利用したい。

以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意

見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、29番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 5ページをお願いいたします。申請番号29番です。

申請地は■■計2筆、現況地目は畑及び宅地(田)、面積が計281㎡です。申請内容は住宅敷地(住宅・庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号9番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号29番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番(平川邦夫君) 委員番号9番、平川でございます。

申請番号29番についてご説明を申し上げます。

場所ですが、ちょうど■■がございまして、そのちょうど北側の正面に■■がございまして、その■■の北裏に当たります。

転用事由ですが、申請人は孫の住宅を建築するに当たり土地調査を行ったところ、申請地が農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。よろしくお願いたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、30番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号30番です。

申請地は■■、現況地目は畑、面積が計120㎡です。申請内容は貸し駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号9番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号30番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 委員番号9番、平川でございます。

場所ですが、29番案件と同じ■の、今度は土地のちょうど東側になって駐車場がございますけれども、専用の庭でございます。そこでございます。

転用事由ですが、申請人は孫の住宅を建築するに当たり土地調査を行ったところ、申請地が農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、31番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号31番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が1,151㎡です。申請内容は農業用施設で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号3番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号31番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕です。

申請番号31番についてご説明を申し上げます。

申請地は、■の南100mのところに位置しております。申請人は申請地を農業用施設用地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをお願いいたします。申請番号98番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が511㎡です。申請内容は、工事用作業ヤード（一時転用）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号15番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて転用事由等の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号98について事務局から説明いたします。

申請地は、■から南へ約200mに位置します。

転用事由ですが、借人は■工事のため、工事用作業ヤードとして隣接する申請地を借りたい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、99番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号99番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が445㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号15番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、続いて転用事由等の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号99番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から西へ約600mに位置します。

転用事由ですが、借人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え実家に近い申請地に住宅を建築したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、100番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号100番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が500㎡です。申請内容は宅地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号7番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて転用事由等について説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号100番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から西へ約300mに位置します。

転用事由ですが、借人は現在借家に居住しているが、手狭になったため利便性のよい申請地に住宅を建築したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、101番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号101番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が389㎡です。申請内容は共同住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号20番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号101番の担当地

区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号101番につきましてご説明申し上げます。

当該地につきましては、■から少し北へ行ったところの西に■というのがあるんですが、その東方、先ほどの4条申請の28番と隣接した土地でございます。

転用事由でございます。受人は、周辺に商業施設が多数あり住環境が良いため、隣接する宅地を含め申請地に共同住宅を建設したい。

以上であります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、102番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 7ページをお願いします。申請番号102番です。

申請地は■計3筆、現況地目は畑、面積が計5,537㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号7番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号102番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 委員番号7番、三枝です。

申請番号102番についてご説明いたします。

場所は、■で、■に上がっていくちょっと手前に小さな沢があるんですけども、それを西に上っていきますと、■です。その先に■があります。それをちょっと東側に当たる場所であります。

転用事由ですけれども、受人は業務拡大により従業員の増加があり、敷地内の職員駐車場が足りないため、申請地を転用し駐車場として利用したい。

審議のほう、よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、103番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号103番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が1,348㎡で、申請内容は太陽光発電施設です。

委員番号12番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号103番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○12番(海川信義君) 委員番号12番、海川です。

申請番号103番についてご説明します。場所は■から■にずっと行くということはないと思うんですが、600mばかり行って、そのところから■があるんですけども、そこを東へ200mばかり行った田園の中の土地です。

転用事由です。受人は申請地の周りに高い建物等がなく発電条件がよいため、太陽光発電施設を建設し収益を得たい。

以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長(中島完二君) ただいま説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

平川地域長

○9番(平川邦夫君) 委員番号9番、平川です。先般の■におきまして、5条申請103番案件として、水田1,348㎡に対しまして太陽光発電施設を造りたいという申請の審議がございました。各委員から、これに対しまして意見がございまして、意見あるいは疑義等がございまして、全体会議の中で、要は定例会でございまして、非常に難しい問題もあるということからして、皆様のご意見をお聞きし、ある程度そのほうがいいじゃないかという意見が出まして今日に至ったものでございます。

その内容につきましては、1つとして、周囲農家へのそういう太陽光施設ということの影響があるということですが、作業上の支障の問題、2としまして、ここは水路がちょっと古くなっておりまして水が濁っていると。ちょっと水がだぶだぶについていたところがございまして、水路の安全、保安上の問題、あるいはそれに対しての太陽光との兼ね合いもございまして、3としまして、地域との共生ということもございまして、4としまして、安曇野の、これは直接あれなんですけれども、農村の景観上いろいろ懸念されるではないかというような意見が出ました。

そのようなことから今日に至ったわけでもございますけれども、ここは3種農地ということで、用途地域で取り組んでいいと思います。第1種農地ではありませんが、周囲がすぐ南に

1種農地があり、連綿とした地域にある優良農地が広がっております。この農地の、地図を見てど真ん中というところに約3反歩の太陽光発電ができたらいかがなものかというふうに非常に思うわけでございます。将来の代に何かの影響が出るんじゃないかというふうな皆さんの意見でございました。この文面の中に、農地の有効利用・活用したいということから、事業者側の意見もあるようでございますけれども、地域会においては、農業振興の観点から別の用途があるんじゃないかというような意見も出されております。これは先般、ちなみに、安曇野市においても6月20日施行によりまして、太陽光発電設備がいろいろと地域住民とのトラブルがあるというようなことから条例が制定されたところであります。

最後に、私見でございますけれども、このすぐ西に、約60m行ったところに■が走っておりまして、毎日通勤通学あるいは観光客等が車窓から見るこの風景、1反3畝にわたる太陽光を何百枚もつくるというあれですけれども、これを見てどう思うかということも私も気になるところで、これは私見でございます。あまり気持ちのいいことじゃないような気がします。

また、用途地域ということございまして、将来的にここはどういう、農地を外れて建物を当てていくかどうか。土地利用上にも、太陽光があるということからして、割とできないとする人もおりまして、これは勝手な想像でございますけれども、あまり太陽光が短くなる、見たくないとかいうような人もおりますので、もしこれが許可された場合、ここだけの話、行政に対する視線というものも懸念されるところがあると思われまして。

以上でございます。

○議長（中島完二君） ■として結論は出たんですか。

○9番（平川邦夫君） 結論は、先ほど申し上げましたとおり、反対という人は大勢いたけれども、賛成という人はおりませんでした。そういった中で、今日の定例会において皆さんのご意見を聞いたほうがいいんじゃないかということでもあります。

○議長（中島完二君） 分かりました。

それでは、事務局のほうから補足説明ありましたらお願いしたいと思います。

○事務局（岡田央樹君） 岡田でございます。

事務局のほうから説明させていただきたいと思っております。

紙ベースのほうなんですけれども、表紙では5年9月安曇野市農業委員会定例総会ということで、申請番号103番の総会資料ということで10ページにわたって資料をつけさせていただいております。それから、あとスクリーンのほうで画像のほうをお出ししますので、後ほどということでお願ひします。

まず、先ほど平川委員のほうから説明がありましたが、いま一度場所の確認ということで、表紙1ページをめくっていただきたいと思っております。

■に行きますと■がありまして、そのたもと、■を■、西側に入っていった先になります。を渡って約150m行った先の農地ということでございます。

それから、ページめくっていただきまして、2ページ、3ページになります。

赤枠で囲った部分が申請地ということになりますけれども、周りが田園地区に囲まれたところではあるんですけども、3ページのほう、都市計画のほうの用途地域内ということでその色をつけさせていただいた丸の中に入るということでございます。申請地は第1種中高層住居専用地域ということでございます。

それから、4ページ、5ページ、6ページ、先ほど平川委員のほうからも出まして、水路の状況、特に6ページにお出ししておりますけれども、ちょっとここでスクリーンを確認していただきたいと思います。これで映像を動かします。ちょうど入口ですね。前の砂利道から150メートルぐらい奥へ入った、正面に見える電柱の奥が申請地ということで、申請地前のところはまだ圃場管理やっていない土側溝だとか、そういったようなところになります。この草刈りされているところが申請地という形になります。

東側、コンクリート水路ではなく、土側溝がずっと北側まで走っているような状況です。ただ、実際に太陽光発電の申請地は、これから三、四メートル、西側に後退した状態でフェンスがあるような形状になっています。

あと、申請地の北側一帯の農地ということで、正面にポールが見えているんですが、あの辺に、隣の北側が農地の境ぐらいのところになります。

あとは、圃場、申請地のほうですね。入ったときに全体を見渡していただきますと、用途地域がされておって、周りが、農地がずっと一団と広がっているというような状況です。

それで、水路のほう、これが通常のU字溝の水路ではなくて、昔の打ちっ放しの水路ということで、多分年季が大分入っているということで水漏れのほうがしていると。ここが当時田として使われている場合のかけ口ということで、若干見にくいんですけども、こんな形になっていて、老朽化が進んでいるということで水漏れをしていると。ちょろちょろと流れているのが分かるかなと思います。剥がれがあったりとか、ここはちょっと大きくえぐれて穴みたいな感じになっていますね。今、多分水が流れているのがよく分かるかなと思います。当然水漏れをしているので、申請地は、大分この辺、湿地帯のような状態でかなり砂利ついているような感じです。水路側のかけ口側から、もう一度全体を眺めた映像になります。

ちょっとこれ見切れているんですけども、対の北辺りに草が青々しているところ、ここが今作道部分になっております。この作道の右側が第1種農地、左側が申請地のほうが用途地域というような感じになります。映像は以上でございます。

それから、お手元の資料のほう、7ページが、太陽光パネルの架台の設置図面ということで、地盤から下のほう、約1.6m、杭打ちした上で、最高の高さが約1.5mということで、パネルの高さはそんなに高くない状況です。

それから、8ページ、9ページのほうが、転用事由だとか被害防除設置ということなんですけれども、本日、別刷りになっていますが、2枚、被害防除ということで別刷りのものを先ほどお配りしているんですが、被害防除のことから、我々からの指摘事項を踏まえて対応

するというので、対応策のほうを新たに出してきたということなんです。

それから、10ページ、A3の横になりますけれども、申請地に対しての平面図になります。この中で右側に○表示があるんですけども、ここに植栽を行うというような形でございます。

それから、被害防除のほうですけれども、別刷りの2枚のほうですけれども、用・排水機能に対しての措置ということで、拾ヶ堰土地改良区だとか我々の立会いかということ、判断はまた安曇野市のほうにするということで、拾ヶ堰土地改良区に問合せした際に、本線は改良区で修繕等を行う、支線は行わないということで、地元だとか役所のほうの判断ということで、その辺についてはまた水路を直すような方向でやっていくということでございます。あとは、ケーブルですね。やっぱり埋設しないような施工方法にすることということでございます。

あと、航空写真のほうで見ていただくと、若干小さいので分かりにくいんですけども、今回の■が、ちょうど2枚が1枚のような状態で、先ほど申したとおり、北側のほうは開発するんじゃないということで、2ページの中ほど上ですかね。こちらのほう等は、実際のところ1枚田のような形になっているということで、被害防除措置どうするんだということで、畦畔がない状態なので、そちらのほうについては、資料をつけさせていただいていないんですけども、畦畔を新たに設置するというので、隣接農地との緩衝がないという形の施工をするということでございました。

あとは、■で現地確認し、平川地域長をはじめとした皆さんで現地確認のときに、いろいろ指摘事項があったわけですけれども、それに関しまして、事業者側のほうで、本日の13時までには、事業者側負担ということで、水路の修繕工事だとか、北側農地が田として機能するように水路のかけ口をつくる。地権者側のほうとも話をしまして対応したいということで、迅速といいますか、手早い対応ということで、この事業を実施したいということの中で、そういう障害があるのであれば、それは対応をきちっとさせていただきたいというようなことでございました。

私のほうから雑駁でありますので、以上のような申請内容ということでの説明になります。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたけれども、皆さんのほうからご意見があればお願いしたいと思います。

井口さん。

○6番（井口勝也君） 委員番号6番、井口です。昨今、農地パトロールですけれども、行っておりますけれども、最初の頃の行政はそこまでしっかりと見ていなかったのもあるんですが、太陽光発電所が実際にできていて、そこをしっかりと管理されていない。アレチウリとかあって、すごいことになっているんです。ですので、会社自体は岡谷のほうにあるんですが、しっかりと管理できるのか、その辺もしっかり認めただけでも幸いです。

○議長（中島完二君） 分かりました。

事務局で何かあるか。

○事務局（岡田央樹君）　そうですね、事業者側は■■、■■のほうで一度、井口委員さんのおっしゃられるような問題が出たということで、太陽光発電、新たなものといったときに、地元からの猛反発を受けた案件があって、計画が進まなかったということもございます。ただ、本案件については、用途地域内という線引きの中に入ってしまったということなので、なかなか許可を止めるということは非常に難しいのかなと思います。ただ、今回、事業者側のほうに対して、事務局のほうから委員さんの意見含めた指摘事項に対しては、非常に前向きに真摯に取り扱って対応するということでの誠意といいますか、姿勢が見えるということなので、■■でやっていた事業者みたいなことはあまりないのかなということは感じております。

○議長（中島完二君）　井口委員、よろしいですか。

○6番（井口勝也君）　はい。

○議長（中島完二君）　そのほかに何かご意見ありましたら。

平川地域長。

○9番（平川邦夫君）　委員番号9番、平川です。

要は周りのそういった意見とか、そういうのは聞いているんですか。住宅の近くにありませんけれども。

○事務局（岡田央樹君）　事務局、岡田ですけれども、安曇野市の独自様式ということで、今、転用等に関しましては農地等の確認書ということで確認書をいただいているわけですが、そういった確認書も提出はされておまして、その中では特に反対の意見が出てくるような方はいなかったと。いわゆる近隣の地権者等、事業内容は理解したということで、そもそも市の条例のほうの開発が3月頃から動いておまして、特定開発ということで、地元説明会も実施しているという中で、当然特定開発なので、地元説明会の中で反対意見が多数出れば、建築住宅課のほうでもこの計画が果たしていいのかということで、ちょっとブレーキがかかるようなこともあろうかなと思いますけれども、特にそういったことがなく、今回、転用申請まで進んできたような案件になっております。

○議長（中島完二君）　そうすると、同意書は既に出ているということか。

○事務局（岡田央樹君）　今、同意というのは、その土地に対しての権利がある方にしか同意書ということはないので、確認書ですね。あくまでも、この事業はこういうことをやるよという説明をして説明を受けたと。その内容については確認したという確認書は提出されております。

○議長（中島完二君）　安曇野市の新しい条例の中では同意書が必要でしたね。

○事務局（岡田央樹君）　この案件に関しましては、条例施行前から開発の手続が入っておるものですから、市の太陽光条例には引っかからない案件になっております。それなので、施行後以降については、太陽光条例の手続にのっとなって進めていくという形なんですけど、農地

転用を伴う太陽光発電は、この案件が、いわゆる市の土地利用条例の扱い上、最後になる案件ということです。ちょうどぎりぎりのところで施行前に特定開発の手続とかを進めていたという案件です。

(「駆け込み申請みたいですね」と呼ぶ者あり)

○事務局(岡田央樹君) 結果的には駆け込み申請に近いような形ではありますけれども、多分事業者側としては、条例施行がいつになるかも分からないので、そういった裏取引じゃないですけども、駆け引きみたいなものはなかったのではないかと思います。

○議長(中島完二君) そうすると、あれですか、例えば審議保留にするような事案はないということ。

○事務局(岡田央樹君) そうですね。土地利用条例のほうの特定開発の手続の中では、地元説明会もして、その中で■のような反対運動が起こったということはないということ聞いております。

○議長(中島完二君) 皆さんのほうから何かご意見がありましたら。
どうぞ、渡辺さん。

○21番(渡辺正幸君) 委員番号21番、渡辺です。

先ほどから用途地域内という、用途地域という言葉が出てくるんですが、実際、この指定されている用途の地域というのはどういうものが申請すれば許可になるか、そういう基本的な事項なんですけれども、教えていただけると。

○事務局(岡田央樹君) すみません、用途地域に指定された中については、第3種農地ということになりまして、農地法の上では原則許可ということになりますので、他法令で特に問題なくて、申請が上がってくれば今回のような形になりますので、ほかの今懸念されている事項とかありましたので、その辺がクリアになれば、許可になるような地域ではあります。

○21番(渡辺正幸君) 一般的に住宅とかアパートとか商業施設とか、大体申請が通っていく土地ということで。

○事務局(岡田央樹君) そうですね。いろいろな用途地域の中での区分があるんですけども、ここは第1種中高層住居専用地域ということで、比較的背の高い建物を含めた住宅等が建てられるということで、市の特に豊科、穂高の中心部については住居専用地域だとか、あと工場地域とか商業地域ということで、ここではどういった開発ができるよというような線引きをしているところが色分けになっているということで、本日の資料の3ページのほうの航空写真ですけども、北側のところ、ちょっと紫色っぽいところがあるんですけども、ここがいわゆる工場地域ということで、工場が建てられる場所だよということで指定しているようなところでございます。

なので、例えば建物だとか、そういう商業施設、工業施設というのが乱立しないような形での線引きをしているというのが、用途地域というところになります。それ以外の地域になってきますと、農地法の規制だとか農振法の規制がかなり厳しくなってくるので、建てられ

るものだとか計画できるものというのがかなり狭まってくるということにはなります。

○議長（中島完二君） 何でこの土地が第3種になっているかよく分からないけれども、農地だよ。そこら辺のところ分からないけれども。

どうぞ、浅川さん。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川です。

基本的なことなんです、これ、さっきの第1種住専用途地域……

（「中高層です」と呼ぶ者あり）

○20番（浅川増行君） が入っている。そうすると、ほかの農地はいわゆる青地ではないということですよ。

○事務局（岡田央樹君） そのとおりです。

○20番（浅川増行君） そうすると、変な言い方しちゃいけないけれども、ここを作っている人たちは皆さん非常に困っているわけ、早い話が。そうすると、ここに一つ、太陽光発電ができれば、じゃ、俺もやるぞと、そういうことのおそれがあるわけ。というのは、この農地を持っている人が■とって、■の人たちが非常に多いんですよ。それで、■米なんか作りにいけないということで、非常に皆さん困って、何かあれば手放したいというような状況にもあるものですから、青でもかかっていたら、どこかで抑えることができるんですが、青がかかっていないとなれば、ここ一つできれば、じゃ、俺も一つやるか、俺もやるかというおそれが危惧されるというように私は判断するんですが、皆さんのご意見はまたご意見として、私の意見ですけれども。

○議長（中島完二君） そのほか何かございますか。

池上さんあるか。

○1番（池上洋助君） 委員番号1番、池上です。

そういう状況の中なので、現状の中で感情的に我々が物をおっしゃっても、まず通らない。だから、許可しないという理由が、相当の理由がない限りは無理ですよ。今これ見ていくと、地元の人からいろいろな問題なりいろいろなところ指摘された点については、被害に対する防除措置という形で、かなり具体的に速やかにご提示があったということを見えています。現実にこれらの資料が提出されているので、こういった申請が出たということは、詰まるところ私経験ないので、そういうものからしていくと、事業者については、ある程度というか、信頼が置けるんだろうという前提で取り組まざるを得ないんじゃないかな。これはいろんな状況もあって、今後この案件が通れば、それについてこの地域がそれに準じて動くということ言ってもやむを得ない。状況の中ではそんな感じがするので、仮にこの保留にしろ、許可をしないにしろ、相当のものが無い限りは現実に無理かなと思って、逆に、この案件を太陽光発電ができるということ想定したときに、それによって考えられる様々な問題点、それを具体的に事業者に対して確実にクリアにしていくようにという要請なり、条件つきで許可するか、そういう方向に持っていっていったほうが賢明ではないかなという感じがします。

○議長（中島完二君） 浅川さん。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川です。

これについて、■で、今、平川地域長もいろいろ話したんですが、非常にもめまして、確かに法的条例、そういうものでも縛ることができないなら、やむを得ないこともあるんじゃないかというようなことも検討しました。ただ、こうした中で、さっき私が言ったようなこともあるもので、皆さんでひとつもんでもらって、問題意識を持ってもらって、その上で検討していただければということでお話を地域長のほうからした訳なんですよ。

○議長（中島完二君） 平川さん。

○9番（平川邦夫君） 各反対意見のほうじゃなくて、一つは、お聞きしたことは、法律上、何ら問題がないというんですか、そんなことはできないということのようです。しかし、今回、6月20日から市条例ができた中では、一つは住民のトラブルあるいは景観上、農業農村の安曇野の景観を守るという意味から、太陽光施設に対しての規制・禁止区域を設けたわけでございます。

そういった中で、交渉も、これは逆算的に見て駄目だと。ただ、そうじゃなくて、一般の住民は法律などあまり知らない人もおる中で、要するに、景観というんですか、観光客もみえるし、そこにピカピカ光っている何百枚の太陽光があって、これは一体、負の名勝になっちゃうような気がして、山梨に行く途中のところにもありますけれども、そういった観点からして、こういったものが、法律上は駄目とできないようでしたら、これはしようがないにしても、非常に将来的に何か心配なことが私はあるのであります。

そんなこと言ったってしようがないじゃないかって、それじゃ、全部ここを太陽光団地にしてしまえということで、いいやでやってしまえば、それはそれでまた自然環境のこういった中で、国の施策、まあそれでいいと。本当にそれならそれでやればいいし、今言った近隣の農家も同意を得られておるといいますか、得られているようですが、これ以上言ってもしようがない気がしますけれども。

○議長（中島完二君） 担当委員の海川さん。

○12番（海川信義君） 委員番号12番、海川です。私の考えとしては、誰もやむを得ないなら、防草シート敷いてやったもらったほうが、条件を出したらどうかと思うんですよ。しようがないんじゃないかなという私の考えなんです。だって、そういう条件をいろいろ、さっきも言ったように、雨水の排水方法とか、そういうものの条件を出して、防草シートを張ってもらって、草が全部、結局太陽光発電の下に草があるというのが結構あるんですよ。うちの団地の■のほうもあるんですが、そういうもののあれできれいに敷いてやっている場所もあるので、条件を出してやったらどうかと思います。

以上です。

○議長（中島完二君） 書類の不備だとか、そういうものはあるの。

○事務局（岡田央樹君） 事務局ですけれども、書類の不備等に際しては、今回も指摘したこ

とに対して迅速に対応するというので、実際のところ、地域会が27日、水曜日にありまして、今日の総会までに僅か1日半の時間しかない中で、すぐに土地改良区への問い合わせだとか、そういったことでかなりスピーディーに動いていただいているということなので、今までの事業者と比べると、かなり誠実なほうではないかなと思います。仮に県のほうからの指摘事項とかもあれば、それに対してすぐ迅速に対応しているということなので、今日まで来ております。

○議長（中島完二君） そうすると、審議保留にする何かものはないということだね。

○事務局（岡田央樹君） そうですね。今日13時ぐらいまでの間には、出そろってしまっていますので、審議保留ということでもないかなとは思われます。

○議長（中島完二君） 私のほうからいうと、今までに農業委員会で否決された案件があるんですよ、ほかの委員会でね。そういう案件でも、事業者が直接県のほうへ申請に行く場合があるんです、農業委員会で否決された場合にね。そうすると、県は大概のことに許可出しちゃうわけですね。だって、市の農業委員会で否決されても、県のほうの受けてしまうと。そういう事例が今まで何件もありました。果たしてそれでいいのかと思うんだけど、実際はそうです。これ、仮にここで否決された場合はどうなるの。

○事務局（岡田央樹君） 否決というか、我々農業委員会のほうは意見の送付なので、その意見を出さない、もしくは附帯事項をつけた上での意見書にするかという形の二択になります。意見書を出さないということは、審議保留という形になります。意見書が出されますと、県の対応としては、県のほうとの協議はしておるんですけども、○か×かを決定せざるを得ないと。提出書類、申請書類に不備があるかないか、一般基準を満たしているかどうか、それら、地元の農業委員会の意見というのは総合的に見てどうなのかということで、そこで許可相当か不許可かということでの決定をするので、先ほど会長のおっしゃられたとおり、不許可という手続ということは、対抗要件がなければという話にもなるので、現状からすると、一般基準はほぼほぼ満たす形になれば、これは意見書が気に入らないという内容の意見書を出しても許可になってしまうのかなというところは予想されます。

○議長（中島完二君） でも、不許可で出してもいいわけだね、農業委員会として。

○事務局（岡田央樹君） 不許可というか、不許可相当という意見ですね。それを見て、県がどのように判断するかというところは、また別のお話になってしまうかなと思われます。

○議長（中島完二君） 今出ている意見の中では、景観上よくないという意見が出ているよね。そういう意見だと、不許可相当で出される。

○事務局（岡田央樹君） 農地法上は非常に難しいのかなと思います。市の土地利用条例の中での開発でもって、協議事項の中で当然市の景観条例のほうの関係も当たってくる形なので、それに対して何もけちがついていない、駄目だということが言われていない以上は、農地法上の我々の委員会の意見としての景観上というのは、なかなか否決になるための要素としては弱いのかなと思われます。

○議長（中島完二君） どうぞ。

○17番（請地康仁君） 委員番号17番、請地です。

ちょっとこの案を受けて、ここで許可とかそういう話でもなくて、意見を求められているということだと思うんですけども、ちょっと私、太陽光のことで言ったことがあるものから、若干意見言わせていただくと、こういう農地のど真ん中に持って行って、1筆こういうものを整地して、この規模でやると、はっきり言って採算も取れないんです。なぜかという、ここに付随して電柱立てて、中部電力のほうは送電までやらなきゃいけないとか、それでこれ以上、いろいろ緑化とか書いてあるんですけども、高木を植えるということ自体がちょっと怪しいなど。要は北に造るという話になっちゃうので、これは普通じゃあり得ないことで、それから、周囲の植栽もやるというんですけども、果たしてクローバーを植えて何の意味があるのかなというところが一つ。

それから、ここで造るのであれば、先ほど浅川さんおっしゃったように、多分どの部分とか、最初の手付で、ちょっと裏が透けてみえるような計画かなと、そういう感じはする。でも、それはうがった見方だから、問題なく言えることではないので、その上で我々が判断して、許可とかそういうことではなくて意見として、私はあまり感心しないなど、こういうやり方はね。逆にそう思います。

以上です。

○議長（中島完二君） 請地さん、それはあれですか、意見をつけてやるということしかできないじゃないですか。海川さんの言っていることと同じことだよ。いろいろな心配事の意見をつけてやるということ。

ほかの皆さんございますか。

どうぞ。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕ですけども、今、用途区域でありながら住居専用地域とことになれば、うちのほうの農地法ではとても無理な話だと思うんです。請地さんが言われたとおり、きっと、今私、事業内容を見て計算してみると、年間150万いかないレベルの収入ではとてもペイできないかなということで、最終的には、きっとここが発電施設の拠点になるだろうという想定はされますけれども、これがきっと県のほうでは許可をすると思いますので、となれば、農業委員会なり■なり、何という地域かちょっと地区は分かりませんが、そういうところと確約書というきちっとした協定書を結んで、今後の維持管理等々に支障がないように、今、私のほうで、■でもソーラーがあるんですけども、そこも最初は木を植えたんですけども、最終的には木はほとんどなくて、もちろんさっき言われたけれども高木の木があると発電に影響しますので、パネルよりか高いのは一切要らない。最終的には草刈り、草ぼうぼうにしないで、計画的に非常にいいような状況でやってもらうように、きちんと協定書を結ぶということが大事だろうと。ただ、手だて決めていたら、あときっと二、三年したら、この手だて、どっか行っちゃうと思います。ですので、業者さ

んと農業委員会なり、■なり、何という地区かちょっと分かりませんが、そういう地域の中できちんと協定書を結んで、今後、この施設を造ったときに問題が生じないような最大限の想定されることを盛り込んで入っていったほうがいいのではないかなと。

意見書をつけるのはいいと思うんですけども、一番大事なことは、■の西側と今の施設の南側というんですか、圃場整備がなされてきちんとしているんですけども、この用途地域の中が、圃場整備がされていない、手をつけられていない。先ほどの話だと、いまだに土側溝であるという、そういう中で、営農は非常に難しいかなという気がしますので、市として、この地域に何らかの開発計画というものを想定して、秩序ある開発をする、進めていくというほうが、地域としてはいいんじゃないかなという気がしますので、その辺がいい悪いは別として、最終的には、私は一番大事なことは、地元と業者さんがきちんとした確約書をつくるという、ただ紙に書いておくんじゃなくて、印鑑を押してきちんと対応する。そのことによって、地域で何か問題があれば、その地域の問題について解決していただくほうがいいんじゃないかなという気がします。

以上です。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

先ほど井口委員からも、要は管理の問題が出ましたよね。それで、請地委員からも甕委員からも平川委員からも、それぞれ管理をしっかりしていくようなこと、あるいは海川委員のほうから、いろいろとやってもらうような条件をつけて許可していくものじゃないかという、どうかという、そういう意見が出たわけでございます。事務局で、それはできる。

○事務局（岡田央樹君） 当然意見書という形なので、意見を付すということではできるかと思えます。ただ、その内容についてどこまでかというところは、やはり県のほうの指示もあるかと思えますので、今日いただいている皆様の意見を基に、県と協議しながら意見書を送付するという事は可能かと思えます。

あと、先ほど出ました植栽の件ですけれども、事業者側から聞き取っている内容では、コニファーは少し3メートルぐらいから5メートルぐらい大きいものになるということで、高木じゃないかという話をしていたら、当初はレットロビンを植える予定だったということだったんですね。そうしたら、開発のほうで、それもかなり高くなるぞということで、コニファーに植栽木を変えたというような経緯があるようでございます。

あとは、なかなか用途地域ということで、この地域が、先ほど画像で見ていただいたとおり、農地が広がっているということなので、事務局内でも話をした中では、用途地域の見直しというものを農業委員会で市に対して訴えていくというのも、今後の対策の一つではないかというようなお話も出ましたので、その辺は事務局のほうからご案内ということでさせていただきます。

○議長（中島完二君） 皆様のほうからいろいろ意見が出ました。

それでは、ここで皆様の意見が出ましたので、採決をいたします。

本案について、意見を付した上で申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 14名の賛成ということでございます。

それでは、賛成多数ということで、意見を付した上で許可ということにいたしたいと思っております。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) それでは、次に進めてまいります。

続いて、104番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号104番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が485㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして問題ないと判断したものでございます。

委員番号12番、図面番号7番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号104番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○12番(海川信義君) 委員番号12番、海川です。

申請番号104番についてご説明します。

場所は、■がありますが、そこを北へ200mばかり行くと■というか、あるんですけども、その北側の隣接地です。

転用事由です。受人は、実家に近い申請地に住宅を建て、家族の農業を手伝いたい。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、105番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 8ページをお願いいたします。申請番号105番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が929㎡です。申請内容は建て売り住宅3棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号20番、図面番号8番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号105番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号105番につきましてご説明申し上げます。

■を東へ行きまして、1つ目の■を北へ行きますと、■がございます。そのところをちよっと行って、東へ約50m入った南方の土地でございます。

転用事由ですか、受人は、周辺に駅や商業施設があり住環境がよい申請地を建て売り住宅として販売したい。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、106番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号106番です。

申請地は■計6筆、現況地目は田及び畑、面積が計276㎡です。申請内容は地質調査（一時転用）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号20番、図面番号9番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号106番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号106番につきましてご説明申し上げます。

該当地につきましては、■という東方の、■の東の一角であります。

転用事由であります。借人は、申請地にホテルを建設するに当たり農地の一時転用を受けて地質調査を行いたい。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、107番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号107番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が499.91㎡です。申請内容は兼用住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

本案件の登記地目は宅地ですが、過去に転用許可が出ており事業が完了していません。このたび受人が兼用住宅を計画しましたが、現況が農地であるため、今回農地転用の申請があったものです。

委員番号22番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号107番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 委員番号22番、塚田です。

申請番号107番について説明します。

申請地は、■より南東へ500mくらいに位置します。

転用事由です。受人は、妻の実家がある地域であることと、また、周辺に農地が多く農福連携が期待できるため、福祉施設兼用住宅を建築したい。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、108番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 9ページをお願いします。申請番号108番です。

申請地は■、現況地目は田、面積が379㎡です。申請内容は貸し駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号3番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号108番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕です。

申請番号108番についてご説明を申し上げます。

申請地は、■、約250mのところに位置しております。

転用事由でございますけれども、受人の子会社が通所介護事業所を開設するに当たり駐車場が不足するため、取得し子会社へ貸付けを行いたい。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、109番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号109番です。

申請地は■計3筆、現況地目は田、面積が計263.49㎡です。申請内容は宅地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号3番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号109番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕です。

申請番号109番についてご説明申し上げます。

申請地は、■南西約250mのところに位置しております。

転用事由でございますけれども、受人は、実家に隣接する申請地に住宅を建築し、高齢となる父母の農作業を手伝いたい。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、110番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号110番です。

申請地は■計2筆、現況地目は畑、面積が計465㎡です。申請内容は宅地で、立地基準等、

許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号16番、図面番号7番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号110番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○16番（川上辰昇君） 委員番号16番、川上です。

申請番号110番についてご説明を申し上げます。

申請場所は、■の■を南にちょっと行きますと、■がありますので、その■を左に折れて200mほど東側に向かったところに南へ折れる道があります。その道を50mほど南に行った右側にあります。

転用事由ですが、借人は現在実家に住んでいるが、手狭になったため、実家の近くの申請地に住宅を建設したい。

以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、111番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 10ページをお願いします。申請番号111番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が211㎡です。申請内容は宅地敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号13番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号111番の転用事由等をお願いいたします。

○事務局（二村絢美君） 申請番号111番について事務局から説明いたします。

申請地は、■から西へ約250mに位置します。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、112番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号112番です。

申請地は■、現況地目は畑、面積が86㎡です。申請内容は宅地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号8番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありました。続いて申請番号112番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○8番（上條弘勝君） 委員番号8番、上條です。

申請番号112番についてご説明申し上げます。

申請地の場所ですけれども、■といいますが、それに■があります。その■に500m、それから西側のほうへ200m入ったところが申請地の場所です。

転用事由ですけれども、受人は、自宅が老朽化し改築困難なため、申請地及び隣接する宅地に住宅を建て替えたい。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ、佐原さん。

○23番（佐原悦司君） 委員番号23番、佐原です。

申請面積が86㎡に対して施設面積が94㎡となっているんですけれども、この内容についてお聞きします。

○議長（中島完二君） 事務局で。

○事務局（二村絢美君） すみません、事務局から説明させていただきます。

転用事由のほうにも入れさせていただいていますが、申請地の隣接地に宅地がありますので、そちらと一緒に開発をするような内容となっています。

以上です。

○議長（中島完二君） ほかにございせんか。そのほか何かございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決に入ります。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)

○議長(中島完二君) 次に、議案第4号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、安曇野市農用地利用集積計画(所有権移転)を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 11ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転について決定を求められておりますので、ご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は計5筆、現況地目は田、面積は計7,711㎡、目的は牧草、移転・引渡しの時期ともに令和5年10月16日、法律関係は売買です。

整理番号2番です。権利の移転をする土地は、地目は田、面積は982㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和5年10月16日、法律関係は売買です。

以上2件ですが、全ての案件について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により、原案のとおり農用地利用集積計画(所有権移転)を決定いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画審議(利用権設定)

○議長(中島完二君) 次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議(利用権設定)について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、安曇野市農用地利用集積計画(利用権設定)を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 12ページをお願いいたします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。
公告日は令和5年9月29日です。

設定件数は、総数33件、10万9,569㎡、そのうち田が28件、9万6,350㎡、畑が5件、1万3,219㎡です。新規分については、総数16件、5万5,232㎡、そのうち田が15件、5万3,440㎡、畑が1件、1,792㎡です。

期間別設定面積等につきましては、3年から10年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は、総計63筆、田が57筆、畑6筆です。

耕作者は21人、所有者が29人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、13ページから14ページです。

15ページから16ページは、農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により、原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（権利期間の更新と権利移転）について

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（権利期間の更新と権利移転）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、長野県中間管理機構に申出のあった内容について、農業委員会として要請の審議をいたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 17ページをお願いします。

令和5年4月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、本申出の内容については、対象農地の地元農業委員会として、その権利移転等の内容が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を行う上で問題がないと認められれば、長野県農地中間管理機構に対し、権利期間の更新と権利の移転を速やかに行うため要請書を発出するものであります。

権利期間の更新です。設定件数は、総計14件、10万4,162㎡、そのうち田が11件、9万636㎡、畑が3件、1万3,526㎡です。

期間別設定につきましては、5年となっています。

設定筆数は、総計63筆、うち田が55筆、畑が8筆です。

借受人については14名となっております。

権利移転です。設定件数は総計3件、7万3,427㎡、そのうち田が2件、6万8,905㎡、畑が1件、4,522㎡です。

期間別設定につきましては、3か月から4年3か月となっております。

設定件数は総計43筆、うち田が39筆、畑が4筆です。

借受人については3名となっております。

18ページから20ページについては権利期間の更新の一覧、21ページから22ページについては権利移転の一覧となっております。

説明については以上となります。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、ご質疑等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとのご発言がありました。

それでは、農用地利用集積等促進計画審議（権利期間の更新と権利移転）について要請書を発出することといたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。

何か質問等がありましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ないようでしたら、これで議事の全てが終了いたしました。長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。それでは閉会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 以上で、令和5年9月 安曇野市農業委員会定例総会を閉会します。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 2時10分 閉会